

## シャチ展示運営及び研究活動に関する覚書

株式会社 グランピスタホテル&リゾート 鴨川シーワールド（以下「甲」という。）と財団法人 名古屋みなと振興財団（以下「乙」という。）とは、緊急移送したシャチの展示運営及び研究活動に関して次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を交わす。

### （目的）

第1条 甲乙双方は、動物園・水族館の社会的役割を果たす事を目的とし、シャチの展示運営及び研究活動に協力してあたる事とする。

### （定義）

第2条 本覚書の云う展示運営とは、乙の入館者への当該個体の公開、営業活動、広報等を指すものとし、研究活動とは、乙の施設へ移送後に得られた乙の科学的知見の発表を指すものとする。

### （期間）

第3条 本覚書の期間は、本覚書を交わした日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかより本覚書を更新しない旨の書面の通知がない場合は、本覚書は同一条件で自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

### （展示・研究内容）

第4条 展示内容及び研究成果の発表は、甲乙協議のうえ決定する事とする。

### （費用負担）

第5条 展示運営及び研究活動に係る一切の費用は、乙が負担する事とする。

### （制限事項）

第6条 甲は、展示運営及び研究活動が動物の健康管理、及びその他の理由で好ましくないと判断された場合には、乙に対して展示運営及び研究活動の変更を申し出る事ができる。

2 乙は、甲からの申し出に対して、展示運営及び研究活動について、甲と協議の上速やかに対処する事とする。

### （免責）

第7条 甲は、前条により乙が受けた不利益については、一切その責を負わない。


2 甲は、展示運営及び研究活動をする際に、乙の飼育担当職員が起こした事故については、一切その責を負わない。

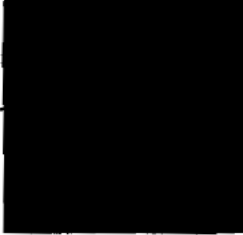

### （協議事項）

第8条 本覚書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定する事とする。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月15日

甲 千葉県鴨川市東町 1464-18  
株式会社グランピスタホテル&リゾート  
鴨川シーワールド 総支配人 佐藤 

乙 名古屋市港   
財団法  理事長 山田 孝嗣 